

全国春季火災予防運動

三月一日(水)～七日(火)まで

全国統一防火標語

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

全国山火事予防統一標語

『火の用心 森の恵みを 未来まで』

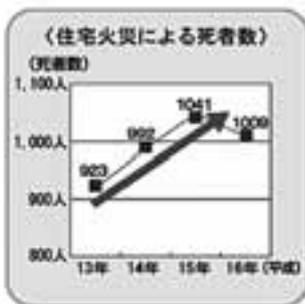
三月一日から七日までの七日間、全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

この運動は火災が発生しやすい時季を迎え、町民の皆さんの防火防災に関する意識を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的に毎年実施しています。この運動を契機に、日ごろ忘れがちな火災に対する防火意識を思い起こし、住民・事業所・消防機関が一体となって火災をなくしましょう。

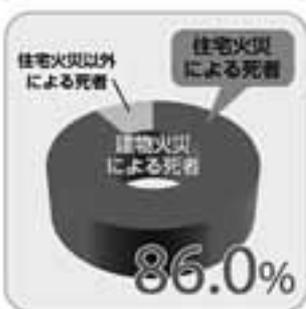
◆住宅火災の現状

近年、住宅火災による死者の数は増加傾向にあり、データの存在する昭和五四年以降最多となっています。

住宅火災による死者数は増加中



住宅火災の死者は約9割



このうち、約七割が逃げ遅れによるものです。また、住宅火災による死者の半数以上が、六五歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い死者数の増加が心配されています。また、時間帯別では二時から六時までの就寝時間帯に多く発生しています。

◆住宅防火

いのちを守る 七つのポイント

～三つの習慣・四つのポイント～
三つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

四つの対策

- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。



近年の住宅火災における死者の増加等がみられることから消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。これを受けて町火災予防条例を改正し、設置・

維持の基準等を定めました。ご家庭に住宅用火災警報器を早期に設置し家族の大切な「命」と「財産」を守りましょう。(設置基準等詳細については追ってお知らせします。)

いつから？

新築住宅については、今年六月一日からです。

既存住宅については、平成二三年五月三十一日までに設置が必要です。

対象となる住宅は？

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅(マンション・アパート・寄宿舎)など、全ての住宅が対象です。(すでに消防法により自動火災報知設備等が設置されている住宅は対象外) 寝室・廊下・階段・台所等に設置が必要です。

悪質な訪問販売にご注意！

火災警報器の設置義務化を契機として強引な訪問販売が増えることが懸念されます。不適切な価格(市場価格を超える高額な価格)による販売や「消防署から取り付けに来た」「この住宅用火災警報器でないとだめ」などと、強引に購入を勧める業者に注意してください。

消防職員が住宅等を訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

問合せ 消防本部
☎八七六一〇一一九 内線三三三

斜 面物地建築物の制限

条例案に対する意見募集

近年、建築基準法に定める建築物の高さの算定方法（いわゆる平均地盤面からの高さ）や、平成六年と平成九年に緩和された容積率の算定方法を最大限に利用した、合法的な高層建築物による住環境の悪化が懸念されています。

町では、こうした建築物に適切に対応するため、建築物の階数の制限及び容積率の算定に用いる地盤面の設定に関する条例案を今年の第二回定例会（六月議会）へ提案する準備を進めています。

階数制限の案

階数は建築物と地面が接する最下位からの階数とする

対象建築物

全ての建築物

適用の除外

- ・ 建築基準法で、別に定める許可を受けた建築物
- ・ 大規模な修繕又は模様替
- ・ 階数の限度内で、かつ、床面積1・2

第一種低層住居専用地域

(建築物高の限度10 m地域)

3階

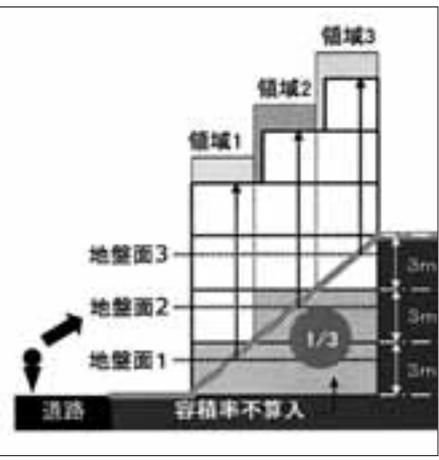
第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

(建築物高の限度12 m地域)

4階



現在の建築基準法では、建築物と地面の接する高低差3メートルごとに設定される地盤面から建築物の高さが算定されます。また、住宅の用途に供する階で天井が地盤面から1 m以下にあるものは容積率が緩和(1/3まで)されます。

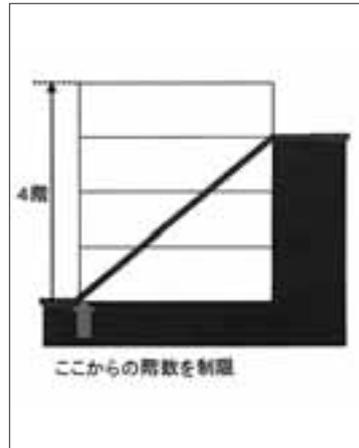
倍を超えない増築（昇降機塔等は階数の限度を超えない階の屋上に限る）

罰則

50万円以下の罰金

制限の例

(12 m地区・4階)



地盤面の位置の案

地盤面の位置は、建築物が地面と接する最も低い位置とする

対象建築物

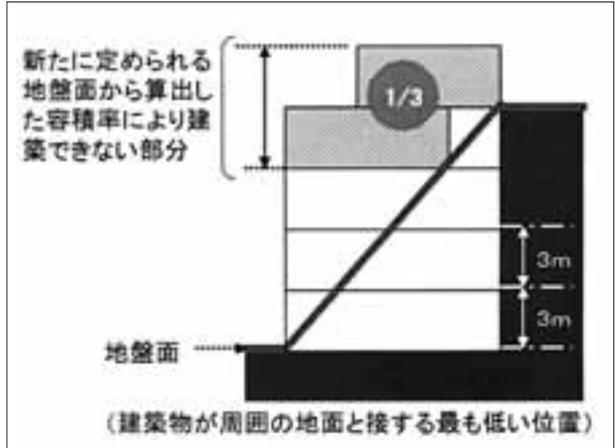
建築物と地面が接する位置の高低差が3 m以内である一戸建ての住宅を除く建築物

対象地域

近隣商業地域を除く市街化区域

容積率によるボリューム制限の例

* 下図はイメージであり、実際は、建築基準法に定める他の規定との関係で異なる場合があります。



今回、意見募集する条例案は、「まちづくり審議会」において専門的な検討を行い作成したものです。葉山の優れた住環境をより万全なものとするため、皆さんの積極的な意見を募集します。なお、お寄せいただいたご意見と、それに対する町の考えは四月下旬頃、都市計画課と町ホームページで公表します。

募集期間

三月二日(木)～二二日(水)まで

ご意見は、ハガキ、ファックス、Eメール、封書などでお願ひします。

☎ 八七六一一七

Eメール

tosikei@town.hayama.lg.jp

問合せ 都市計画課 ☎ 内線三五三